

投資信託の取引にかかる一般規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
非居住者等 第 4 条 非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様は投資信託口座の開設を行うことができません。取引口座を開設された後、非居住者となったお客様及び日本国外に住所を変更されたお客様は、当行における投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合があります。	非居住者等 第 4 条 非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様は投資信託口座の開設を行うことができません。取引口座を開設された後、非居住者となったお客様及び日本国外に住所を変更されたお客様は、当行における投資信託購入取引及びスイッチング取引を行うことができなくなり、投資信託口座が凍結される場合があります。<u>出国先の法令等または受益証券の発行者の定め等に基づき、お客様が保有されている投資信託の解約等の措置が講じられる場合があります。</u>
附則 第 1 条 この規約は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>から施行する。	附則 第 1 条 この規約は、<u>2026 年 10 月 1 日</u>から施行する。